

中長期の経済財政運営に向けて (参考資料)

平成31年1月30日

竹森 俊平

中西 宏明

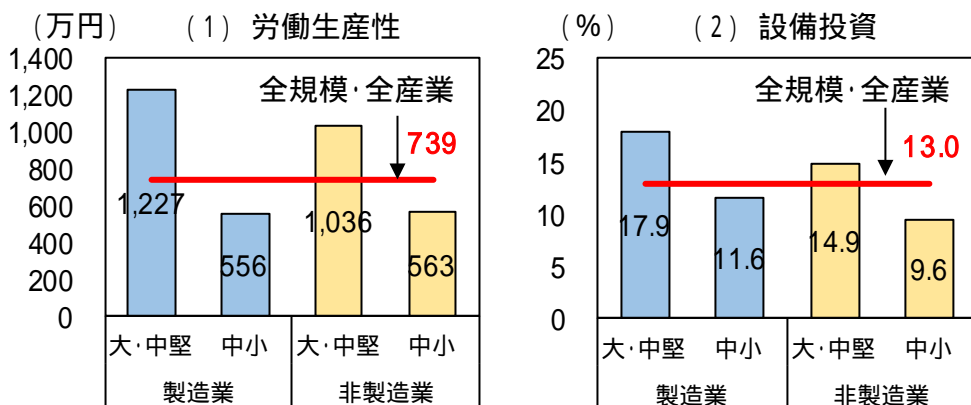
新浪 剛史

柳川 範之

生産性向上と人的資本投資の促進

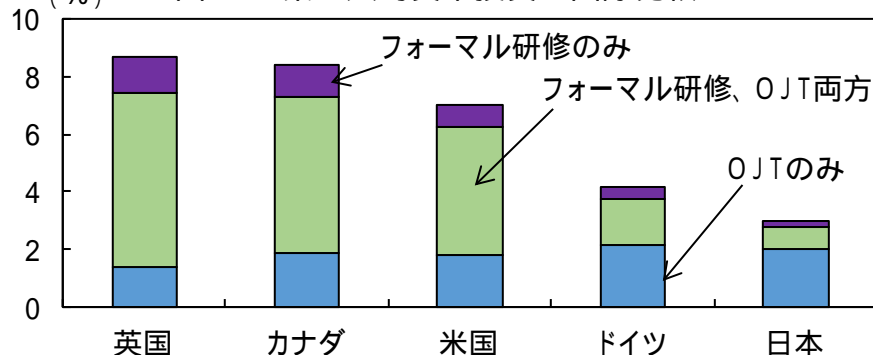
- 労働生産性は中小企業や非製造業が相対的に低く、その向上のためには物的・人的両面での資本投資が重要。
- 人的資本投資を国際比較すると、日本はOJTを中心に行われておりフォーマル研修の割合が低い。
- 人的投資の見える化を進めるとともに、学び直しやフォーマル研修・OJTの組合せの拡充など人的投資の促進策を大学改革も含め拡充すべき。

図1 規模別・業種別の労働生産性と設備投資(2017年度)



- (備考) 1. 財務省「法人企業統計年報」により作成。金融・保険業を除く。大・中堅は資本金1億円以上、中小は同1億円未満の企業。
 2. 労働生産性は従業員1人当たりの付加価値額。
 3. 設備投資は粗付加価値に対する割合。ソフトウェア投資を除く。

図2 企業の人的資本投資の国際比較



- (備考) 1. OECD「OECD科学技術・産業スコアボード2015」により作成。調査年は国により2011年又は2012年(日本は2012年)。粗付加価値に対する割合。
 2. OJTは、職業教育機関での研修を含む。フォーマル研修は、教育機関で学位を取得することを指す。個人へのアンケート調査による推計。

表3 人的資本に係る主な制度・取組

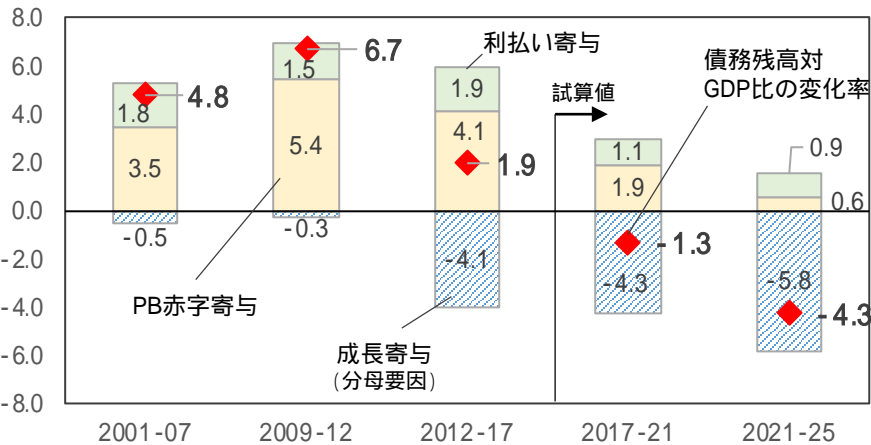
| | 制度・取組 | 人的資本等の定義 |
|------|---|---|
| 法人税 | <p>【大企業】一定の賃上げ及び設備投資を行い、さらに教育訓練費が過去2年平均比で20%以上増加する場合、給与等の増加額に係る税額控除割合を上乗せ(15% 20%)。</p> <p>【中小企業】一定の賃上げを行い、さらに教育訓練費が前年度比で10%以上増加する場合、給与等の増加額に係る税額控除割合を上乗せ(15% 25%)。</p> | <p>教育訓練費は以下の3つ。 法人が教育訓練等を自ら行う場合の費用(外部講師謝金、外部施設使用料等) 他の者に委託して教育訓練等を行わせる場合の費用(研修委託費) 他の者が行う教育訓練等に参加させる場合の費用(外部研修参加費)</p> |
| 日本銀行 | <p>設備投資及び人材投資に積極的に取り組んでいる企業を支援するためのETF買入れを実施。(年間約3,000億円)</p> | <p>・雇用者数、人件費、能力開発費等の人材投資 ・労働環境の整備、保育支援、人材育成制度の充実等の人材育成</p> |
| 情報開示 | <p>・人材育成関連の情報を社外に開示している東証上場企業は26.9%(2016年)。 ・機関投資家の54.4%が「人材育成・教育訓練の取り組み」を考慮(2018年)。</p> | |

- (備考) 経済産業省資料、日本銀行資料、労働政策研究・研修機構「企業の人的資産情報の「見える化」に関する研究」により作成。

財政健全化と全世代型社会保障の推進

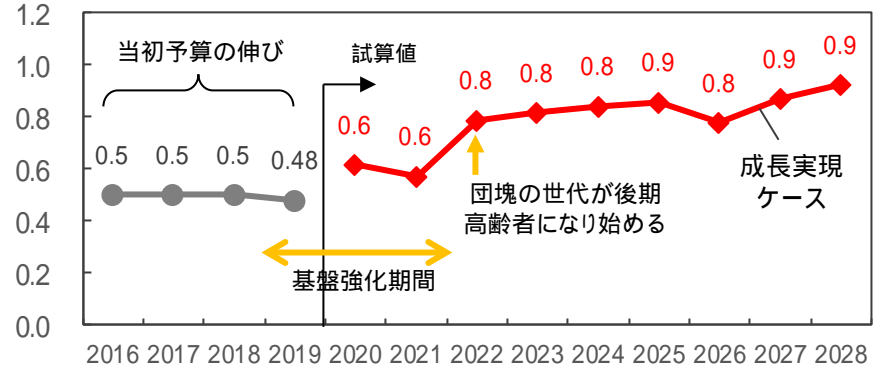
- 債務残高対GDP比の安定的引下げには、歳出改革の取組とともに、名目GDPを大きくしていくことが重要。
- 社会保障関係費の伸びは団塊の世代が後期高齢者になる2022年度以降大きく高まる見込み。
- 年齢が働くことの制約とならないよう、これまでの考え方や諸制度を見直し、働き方や何歳まで働くかを自由に選べる中で社会保障の支え手を拡大するとともに、高齢者の勤労に中立的な公的年金制度の整備を推進すべき。

図4 債務残高対GDP比の変動寄与 (成長実現ケース)



(備考) 内閣府「中長期の経済財政に関する試算」により作成。

図5 国・一般会計の社会保障関係費の伸び (兆円)



(備考) 2020年度以降は内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(2019年1月)から、幼児教育無償化・社会保障の充実等や雇用保険の国庫負担率の時的引下げの終了に伴う歳出増を機械的に除いている。なお、ベースラインケースでは、物価・賃金上昇率を反映して成長実現ケースよりも伸びは低くなる。

表6 65～69歳の就業率の値が仮に60～64歳の値になった場合の機械的計算

| | 65～69歳の現状(A) | 60～64歳の就業率等になった場合(B) | 変化(B-A) |
|-------|--------------|----------------------|---------|
| 就業者数 | 444万人 | 661万人 | + 217万人 |
| 勤労所得 | 16.7兆円 | 24.9兆円 | + 8.2兆円 |
| 消費支出 | 37.2兆円 | 41.3兆円 | + 4.1兆円 |
| 保険料収入 | 4.5兆円 | 6.7兆円 | + 2.2兆円 |

(備考) 右下図は総務省「労働力調査」「家計調査」、山崎朋宏・酒巻哲朗「SNAの枠組みにおける家計詳細勘定の再推計」(2018年10月)により作成。
 (就業率) 60～64歳: 男 79.1%、女 53.6% 65～69歳: 男54.8%、女 34.4%
 現状は、就業者数は2017年、勤労所得(混合所得、雇用者報酬)・消費支出・保険料収入は2014年の値。
 勤労所得は就業者数に比例して増加する前提で計算(非正規雇用労働者、平均労働時間の変化は勘案していない)。
 勤労所得の増加分のうち税・保険料負担増を足元の実効税率・保険料率から計算し、消費支出は可処分所得増に勤労者世帯の消費性向(82.4%)を乗じて計算。勤労所得以外の所得や給付(16兆円程度)は一定と仮定。
 保険料収入は足元の実効保険料率を一定として計算。実際の保険料率、保険料収入は医療・介護給付費の動向によって変動することに留意が必要。

地方行財政：「次世代型行政サービス」への改革等

- 2040年にかけて1万人未満の市町村が全自治体の1/3を超えることとなり、行政サービスの質等が低下する懸念。
- 自治体の一人当たり歳出や職員数は特に人口が1万人を切ると大幅に増加。
- 「次世代型行政サービス」への改革を推進するとともに、多様なPPP/PFI等の活用、広域的な地方行政サービスを促す仕組みの構築に取り組み、持続可能な地方行財政基盤を構築すべき。

表7 人口段階別市町村数の変化
～2040年には1万人未満の市町村が1/3超～

| 人口 | 2015年 | 2040年 | 増減 | 増減率(%) |
|--------------|------------|------------|------------|-------------|
| 100万人以上 | 11 | 10 | 1 | 9.1 |
| 50～100万人 | 24 | 22 | 2 | 8.3 |
| 20～50万人 | 91 | 86 | 5 | 5.5 |
| 10～20万人 | 152 | 116 | 36 | 23.7 |
| 3～10万人 | 496 | 400 | 96 | 19.4 |
| 1～3万人 | 429 | 416 | 13 | 3.0 |
| 1万人未満 | 479 | 632 | 153 | 31.9 |

(備考) 総務省(2018年)「自治体戦略2040構想研究会第一次・第二次報告概要」により作成。
福島県内市町村の推計がないため、市区町村数の合計は1,682。

図8 一人当たり歳出決算額、住民1万人当たり職員数(人口規模別)
(千円) (人)

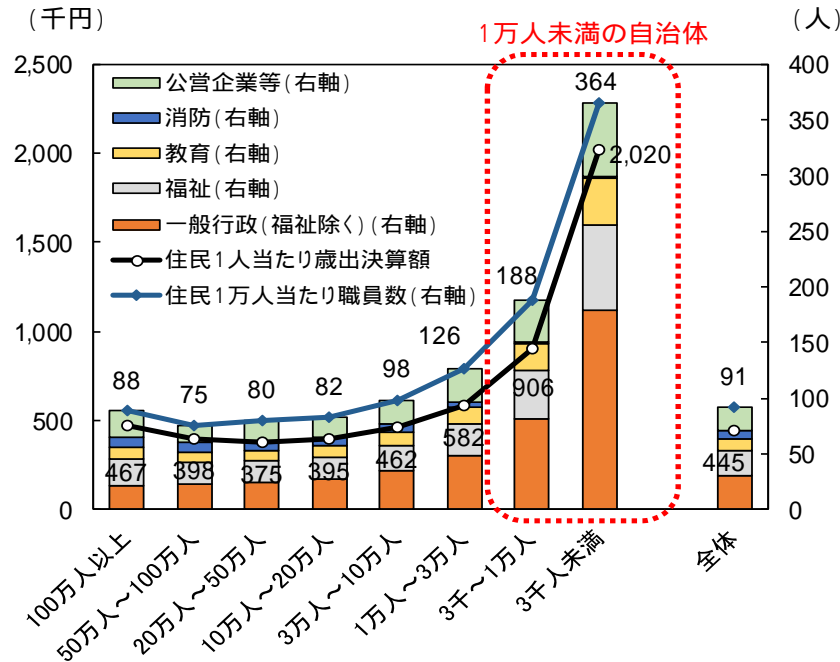


表9 地方自治体による圏域での連携

| | 総人口に占める割合 | | 総面積に占める割合 | | 圏域数 |
|---------|-----------|------|-----------|------|-----|
| | 対象地域 | 形成済み | 対象地域 | 形成済み | |
| 連携中枢都市圏 | 35% | 15% | 29% | 13% | 28 |
| 定住自立圏 | 15% | 9% | 43% | 32% | 121 |
| 三大都市圏 | 45% | | 5% | | --- |
| その他の地域 | 6% | | 24% | | --- |

(備考) 図8、表9は総務省・自治体戦略2040構想研究会(第8回(平成30年2月23日)資料)により作成。図8は特別区を含まない。

内外の留意すべき要因など

- 2019～20年度には、消費税率の引上げの影響等乗り越える必要があり、消費税率引上げに伴う対応等の特別な需要が期待できる。一方で、2021年度には、臨時・特別の措置や東京オリ・パラを契機とする特別な需要等が剥がれ落ちることに留意が必要であり、着実に成長力を引き上げていくことが必要。
- また、国際経済面では、TPP等による成長力の拡大が期待できる一方、国際経済リスクの顕在化に注意が必要であり、柔軟で機動的な対処が求められる。

表10 2019～2021年度に考慮すべき経済要因

| | 2019年度～2020年度 | 2021年度 |
|---------------------------|---|--------|
| 幼児教育の無償化、社会保障の充実(注1) | 3.2兆円程度(平年度ベース) | |
| 2018年度1次・2次補正予算(地方負担分を含む) | 5.0兆円程度 | |
| 臨時・特別の措置(2019年度)等(注1)(注2) | 2.3兆円程度 (国費2.0兆円程度+税制措置0.3兆円程度(平年度ベース)(注3)) その他地方負担分0.7兆円程度 | |
| TPP11、日EU・EPA等による海外市場の取込み | 効果継続・拡大 (GDPの押し上げ効果:TPP11 約1.5%、日EU・EPA 約1%) | |
| 一時的な需要増加要因 | ・東京オリンピック・パラリンピック建設・観光需要 ・ラグビーW杯観光需要 | |
| 消費税率の引上げによる負担増(注1) | 5.2兆円程度(平年度ベース) | |
| 長時間労働規制による残業代、生産性への影響(注4) | ・大・中堅企業への適用(2019年度) ・中小企業にも適用(2020年度) | 適用継続 |
| 国際経済のリスク | 英国のEU離脱、米中貿易摩擦 等 | |

(注1)「消費税率引上げに伴う対応」(平成30年12月20日経済財政諮問会議・茂木議員提出資料)による。社会保障の充実は消費税負担増に対する診療報酬による補てん等を含む。

(注2)2020年度予算においても臨時・特別の措置が講じられる予定。国際経済リスクの顕在化に注意が必要であり、柔軟で機動的な対処が必要。

(注3)税制措置のうち、自動車に係る措置の一部(0.1兆円程度)は恒久的措置。

(注4)時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、複数月平均80時間(休日労働含む)を限度に設定。